

新旧対照表

(新)

第1条～第2条 (略)

(補助の対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるところによるものとする。

(削除)

(削除)

第4条 (略)

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該補助事業者が別表第5に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第5に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取

(旧)

第1条～第2条 (略)

(補助の対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）は以下のとおりとし、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるところによるものとする。

(1) 地域内農地集積型

農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を推進する事業

(2) 高収益作物転換型

農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を推進する事業

第4条 (略)

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取

り消すことができる。

(補助金の交付の決定の変更の申請)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、別記第3号様式による補助金変更承認申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の変更
- (3) 地区相互間の経費の額の流用
(削除)

2 知事は、前項の補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めたときは、変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

第8条～第13条 (略)

(補助の条件)

第14条

1～6 (略)

7 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第5に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

8～11 (略)

第15条～第17条 (略)

り消すことができる。

(補助金の交付の決定の変更の申請)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、別記第3号様式による補助金変更承認申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の変更
- (3) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業の相互間の経費の額の流用
(4) 第3条第1号に掲げる事業から同条第2号に掲げる事業への変更

2 知事は、前項の補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めたときは、変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

第8条～第13条 (略)

(補助の条件)

第14条

1～6 (略)

7 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

8～11 (略)

第15条～第17条 (略)

別表第1 (第3条関係)

区分	実施要綱第2の規定に基づく補助対象事業及び事業種類	経費	補助率			
1 定額助成	(1-ア)区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	左記の補助対象事業に要する経費	定額 ただし、実施要領第6の1に定める額			
	(1-イ)区画拡大(水路の変更を伴うもの)					
	(2)暗渠排水					
	(3)湧水処理					
	(4)末端畑地かんがい施設					
	(5)客土					
	(6)除磔					
	(7-ア)更新整備(用水路)					
	(7-イ)更新整備(排水路)					
	(7-ウ)更新整備(農作業道)					
	(7-エ)更新整備(畦畔)					
	(7-オ)更新整備(排水口)					
	(7-カ)更新整備(特認事業)					
	(8-ア)畑作転換工(額縁排水溝)					
	(8-イ)畑作転換工(酸度矯正)					
	(9)条件改善推進費			ソフト事業		
	(10)高収益作物転換支援(高収益作物転換推進費)					
	2 定率助成			(1)農業用排水施設	左記の補助対象事業に要する経費のうち、以下に掲げるもの (1)純工事費 (2)測量設計費 (3)用地費及び補償費 (4)船舶機械器具費 (5)全体実施設計費 (6)換地費 (7)調査・調整費 (8)経理管理・指導費 (9)促進費 (10)推進費 ※1 (15)機構集積推進費及び(17)高収益作物導入推進費にあっては、生産基盤整備事業(定率助成の事業種類の欄の(1)から(9)までのハード事業をいう。以下同じ。)の総事業費に12.5%を乗じた額とする。ただし、別表3に掲げる地域等において行うものにおいては、同表の助成割合を乗じた額とする。 ※2 (18)高収益作物導入促進費にあっては、生産基盤整備事業の総事業費に別表4の区分に示す助成割合を乗じた額とする。	事業種類の欄の(1)から(14)まで及び(18)については、補助対象事業費の10分の6以内 ただし、別表第2の地域等にあっては補助対象事業費の10分の6.5以内 事業種類の欄の(15)及び(17)については、定額
				(2)暗渠排水		
				(3)土層改良		
(4)区画整理						
(5)農作業道等						
(6)農地造成						
(7)農用地の保全						
(8)営農環境整備支援						
(9)管理省力化支援						
(10)条件改善促進支援		ソフト事業				
(11)指導						
(12)高収益作物導入支援						
(13-ア)スマート農業導入支援(RTK-GNSS基地局整備)		ハード事業				
(13-イ)スマート農業導入支援(先進的省力化技術導入支援)		ソフト事業				
(13-ウ)スマート農業導入支援(調査・調整、実施計画策定支援)						
(14)粗放的農地利用整備		ハード事業				
(15)機構集積推進費		ソフト事業				
(18)高収益作物導入促進費						
(17)高収益作物導入推進費						

別表第2 (略)

別表第1 (第3条関係)

区分	実施要綱第2の規定に基づく補助対象事業及び事業種類	経費	補助率	1	2		
				地域内農地集積型	高収益作物転換型		
1 定額助成	(1)田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	左記の補助対象事業に要する経費	定額 ただし、実施要領第6の1に定める額	ハード事業	○	○	
	(2)田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)				○	○	
	(3)畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)				○	○	
	(4)畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)				○	○	
	(5)暗渠排水				○	○	
	(8)湧水処理				○	○	
	(7)末端畑地かんがい施設				○	○	
	(8-ア)土層改良(客土)				○	○	
	(8-イ)土層改良(除磔)				○	○	
	(9-ア)更新(用水路)				○	○	
	(9-イ)更新(排水路)				○	○	
	(9-ウ)更新(農作業道)				○	○	
	(9-エ)更新(畦畔)				○	○	
	(9-オ)更新(排水口)				○	○	
	(9-カ)更新(特認事業)				○	○	
	(10)条件改善推進費				ソフト事業	○	○
	(11)高収益作物転換推進費				○	○	
2 定率助成	(1)農業用排水施設	左記の補助対象事業に要する経費のうち、以下に掲げるもの (1)純工事費 (2)測量設計費 (3)用地費及び補償費 (4)船舶機械器具費 (5)全体実施設計費 (6)換地費 (7)調査・調整費 (8)経理管理・指導費 (9)促進費 (10)推進費 ※1 (15)機構集積推進費及び(17)高収益作物導入推進費にあっては、生産基盤整備事業(定率助成の事業種類の欄の(1)から(9)までのハード事業をいう。以下同じ。)の総事業費に12.5%を乗じた額とする。ただし、別表3に掲げる地域等において行うものにおいては、同表の助成割合を乗じた額とする。 ※2 (18)高収益作物導入促進費にあっては、生産基盤整備事業の総事業費に別表4の区分に示す助成割合を乗じた額とする。	補助対象事業費の10分の6以内 ただし、別表第2の地域等にあっては補助対象事業費の10分の6.5以内	ハード事業	○	○	
	(2)暗渠排水				○	○	
	(3)土層改良				○	○	
	(4)区画整理				○	○	
	(5)農作業道				○	○	
	(6)農地造成				○	○	
	(7)農用地の保全				○	○	
	(8)営農環境整備支援				○	○	
	(9)管理省力化支援				○	○	
	(10)品質向上支援				ソフト事業	○	○
	(11)条件改善促進支援				○	○	
	(12)高収益作物導入支援				○	○	
	(13)指導				○	○	

別表第2 (略)

別表第3 (推進費の助成割合)

地域等	事業実施主体	
	市町村	その他
離島、半島、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域	10%	12.5%

- ※1 離島とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。
- ※2 半島とは、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。
- ※3 振興山村とは、山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。
- ※4 過疎地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和5年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和5年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）をいう。
- ※5 特定農山村地域とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。
- ※6 急傾斜畑地帯とは、旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。
- ※7 指定棚田地域とは、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。

別表第4 (促進費の助成割合)

区分	高収益作物転換率	助成割合	助成額
高収益作物導入促進費	50%以上	12.5%	生産基盤整備事業の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	40%以上 50%未満	10.0%	
	30%以上 40%未満	7.5%	

別表第3 (第5条、第6条、第14条関係)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(新設)

別表第5（第5条、第6条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（新設）

別記
第1号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名
(生年月日: 年 月 日)

年度 高知県農地耕作条件改善事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱第

4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金 記 円の交付を申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画

区分	事業内容	備考
〇〇地区	1 定額	
	2 定率	
〇〇地区	1 定額	
	2 定率	

- 3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画
別紙のとおり
- 4 事業完了(予定)年月日 年 月 日
- 5 収支予算 別紙のとおり

添付書類
 (1) 補助事業者が土地改良区の場合は定款等の団体規程
 (2) 補助事業者が土地改良区の場合は資産及び負債に関する事項
 (3) 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書(市町村を除く。)

- ・県税の滞納がない場合: 納税証明書(県税の滞納がないことを証明できる書類)
- ・県税の納税義務がない場合: 本人(代表者)からの申立書(参考様式1)

 ※ ただし、補助事業者が県税の納税義務者である場合は、県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)を添付することで省略できます。

※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
 ※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
 (注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(4) 税外未収金に関する誓約書兼同意書(参考様式2)(市町村を除く。)

(注) 1 補助事業者が市町村の場合は、生年月日の記載は不要です。
 2 2の「事業内容」欄は耕作条件改善事業実施要綱別表の区分、事業種類を記載してください。

別紙1 (略)

別記
第1号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名
(生年月日: 年 月 日)

年度 高知県農地耕作条件改善事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱第

4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金 記 円の交付を申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画

区分	事業内容	備考
〇〇地区	1 定額	
	2 定率	
〇〇地区	1 定額	
	2 定率	

- 3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画
別紙のとおり
- 4 事業完了(予定)年月日 年 月 日
- 5 収支予算 別紙のとおり

添付書類
 (1) 補助事業者が土地改良区の場合は定款等の団体規程
 (2) 補助事業者が土地改良区の場合は資産及び負債に関する事項
 (3) 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書(市町村を除く。)

- ・県税の滞納がない場合: 納税証明書(県税の滞納がないことを証明できる書類)
- ・県税の納税義務がない場合: 本人(代表者)からの申立書(参考様式1)

 ※ ただし、補助事業者が県税の納税義務者である場合は、県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)を添付することで省略できます。

※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
 ※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
 (注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(4) 税外未収金に関する誓約書兼同意書(参考様式2)(市町村を除く。)

(注) 1 補助事業者が市町村の場合は、生年月日の記載は不要です。
 2 2の「事業内容」欄は耕作条件改善事業実施要綱別表の区分、事業種類を記載してください。

別紙1 (略)

別紙2

収支予算書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
県補助金		
市町村費		
その他		
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
1 定額助成		
(1-ア)区画拡大(水路の変更を伴わないもの)		
(1-イ)区画拡大(水路の変更を伴うもの)		
(2)暗渠排水		
(3)湧水処理		
(4)末端畑地かんがい施設		
(5)客土		
(6)除藻		
(7-ア)更新整備(用水路)		
(7-イ)更新整備(排水路)		
(7-ウ)更新整備(農作業道)		
(7-エ)更新整備(畦畔)		
(7-オ)更新整備(排水口)		
(7-カ)更新整備(特認事業)		
(8-ア)畑作転換工(額縁排水溝)		
(8-イ)畑作転換工(酸度矯正)		
(9)条件改善推進費		
(10)高収益作物転換支援(高収益作物転換推進費)		
2 定率助成		
(1)農業用排水施設		
(2)暗渠排水		
(3)土層改良		
(4)区画整理		
(5)農作業道等		
(6)農地造成		
(7)農用地の保全		
(8)営農環境整備支援		
(9)管理省力化支援		
(10)条件改善促進支援		
(11)指導		
(12)高収益作物導入支援		
(13-ア)スマート農業導入支援(RTK-GNSS基地局整備)		
(13-イ)スマート農業導入支援(先進的省力化技術導入支援)		
(13-ウ)スマート農業導入支援(調査・調整、実施計画策定支援)		
(14)租放的農地利用整備		
(15)機構集積推進費		
(16)高収益作物導入促進費		
(17)高収益作物導入推進費		
計		

予算議決 年 月 日

(注) 変更申請する場合、前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載してください。

第2号様式 (略)

別紙3 (略)

別紙2

収支予算書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
県補助金		
市町村費		
その他		
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
A 地域内農地集積型 又は B 高収益作物転換型		
1 定額助成		
(1)田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)		
(2)田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)		
(3)畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)		
(4)畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)		
(5)暗渠排水		
(6)湧水処理		
(7)末端畑地かんがい施設		
(8-ア)土層改良(客土)		
(8-イ)土層改良(除藻)		
(9-ア)更新(用水路)		
(9-イ)更新(排水路)		
(9-ウ)更新(農作業道)		
(9-エ)更新(畦畔)		
(9-オ)更新(排水口)		
(9-カ)更新(特認事業)		
(10)条件改善推進費		
(11)高収益作物転換推進費		
2 定率助成		
(1)農業用排水施設		
(2)暗渠排水		
(3)土層改良		
(4)区画整理		
(5)農作業道		
(6)農地造成		
(7)農用地の保全		
(8)営農環境整備支援		
(9)管理省力化支援		
(10)品質向上支援		
(11)条件改善促進支援		
(12)高収益作物導入支援		
(13)指導		
計		

予算議決(又は予算議決予定) 年 月 日

(注) 変更申請する場合、前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載してください。

第2号様式 (略)

別紙3 (略)

第3号様式(第7条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 高知県農地耕作条件改善事業費補助金変更承認申請書

年月日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県農地耕作条件改善事業費補助金について、下記のとおり事業計画の変更(補助金 円)をしたいので、高知県農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由(中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由」)

2 事業の内容及び計画

区分	事業内容	備考
〇〇地区	1 定額	
	2 定率	
〇〇地区	1 定額	
	2 定率	

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画
別紙のとおり

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算 別紙のとおり

(注) 変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載してください。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付してください。(交付申請時以降変更のない場合は省略できます。)

第4号様式～第5号様式 (略)

別紙3 (略)

第3号様式(第7条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 高知県農地耕作条件改善事業費補助金変更承認申請書

年月日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県農地耕作条件改善事業費補助金について、下記のとおり事業計画の変更(補助金 円)をしたいので、高知県農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由(中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由」)

2 事業の内容及び計画

区分	事業内容	備考
〇〇地区 <u>地域内農地集積型</u> 又は <u>高収益作物転換型</u>	1 定額	
	2 定率	
〇〇地区 <u>地域内農地集積型</u> 又は <u>高収益作物転換型</u>	1 定額	
	2 定率	

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画
別紙のとおり

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算 別紙のとおり

(注) 変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載してください。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付してください。(交付申請時以降変更のない場合は省略できます。)

第4号様式～第5号様式 (略)

別紙3 (略)

第6号様式(第10条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 高知県農地耕作条件改善事業費 実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県農地耕作条件改善事業費補助金について、下記のとおり実施したので、高知県農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

区分	事業内容	備考
〇〇地区	1 定額	
	2 定率	
〇〇地区	1 定額	
	2 定率	

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績

別紙のとおり

4 事業完了年月日

年 月 日

5 収支精算書

別紙のとおり

(注) 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は契約書の写し等を添付し、経費以外のものは、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったもの限り添付してください。

別紙4の1 (略)

第6号様式(第10条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 高知県農地耕作条件改善事業費 実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県農地耕作条件改善事業費補助金について、下記のとおり実施したので、高知県農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

区分	事業内容	備考
〇〇地区	1 定額	
	2 定率	
〇〇地区	1 定額	
	2 定率	

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績

別紙のとおり

4 事業完了年月日

年 月 日

5 収支精算書

別紙のとおり

(注) 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は契約書の写し等を添付し、経費以外のものは、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったもの限り添付してください。

別紙4の1 (略)

収支精算書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
県補助金		
市町村費		
その他		
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
1 定額助成		
(1-ア)区画拡大(水路の変更を伴わないもの)		
(1-イ)区画拡大(水路の変更を伴うもの)		
(2)暗渠排水		
(3)湧水処理		
(4)末端畑地かんがい施設		
(5)客土		
(6)除磔		
(7-ア)更新整備(用水路)		
(7-イ)更新整備(排水路)		
(7-ウ)更新整備(農作業道)		
(7-エ)更新整備(畦畔)		
(7-オ)更新整備(排水口)		
(7-カ)更新整備(特認事業)		
(8-ア)畑作転換工(額縁排水溝)		
(8-イ)畑作転換工(酸度矯正)		
(9)条件改善推進費		
(10)高収益作物転換支援(高収益作物転換推進費)		
2 定率助成		
(1)農業用排水施設		
(2)暗渠排水		
(3)土層改良		
(4)区画整理		
(5)農作業道等		
(6)農地造成		
(7)農用地の保全		
(8)営農環境整備支援		
(9)管理省力化支援		
(10)条件改善促進支援		
(11)指導		
(12)高収益作物導入支援		
(13-ア)スマート農業導入支援(RTK-GNSS基地局整備)		
(13-イ)スマート農業導入支援(先進的省力化技術導入支援)		
(13-ウ)スマート農業導入支援(調査・調整、実施計画策定支援)		
(14)粗放的農地利用整備		
(15)機構集積推進費		
(16)高収益作物導入促進費		
(17)高収益作物導入推進費		
計		

予算議決 年 月 日

収支精算書

収入の部

区 分	実績額	予算額	差引増減額	備 考
		円	円	
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

支出の部

区 分	実績額	予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
A 地域内農地集積型				
又は				
B 高収益作物転換型				
1 定額助成				
(1)田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)				
(2)田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)				
(3)畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)				
(4)畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)				
(5)暗渠排水				
(6)湧水処理				
(7)末端畑地かんがい施設				
(8-ア)土層改良(客土)				
(8-イ)土層改良(除磔)				
(9-ア)更新(用水路)				
(9-イ)更新(排水路)				
(9-ウ)更新(農作業道)				
(9-エ)更新(畦畔)				
(9-オ)更新(排水口)				
(9-カ)更新(特認事業)				
(10)条件改善推進費				
(11)高収益作物転換推進費				
2 定率助成				
(1)農業用排水施設				
(2)暗渠排水				
(3)土層改良				
(4)区画整理				
(5)農作業道				
(6)農地造成				
(7)農用地の保全				
(8)営農環境整備支援				
(9)管理省力化支援				
(10)品質向上支援				
(11)条件改善促進支援				
(12)高収益作物導入支援				
(13)指導				
計				

予算議決 年 月 日

別紙 5～別紙 15 (略)

第 7 号様式～第 16 号様式 (略)

別紙 5～別紙 15 (略)

第 7 号様式～第 16 号様式 (略)